

## 『「住まう」権利が阻まれたり、課題となった事例』

ケースNo.	賃 貸 住 宅 (民間)			
NO 1	事例提供者の所属・職種		社会福祉協議会 福祉活動専門員	
理 由	身元保証人を依頼していた人が認知症になり、更新時保証人が不在となる。			
対象者	高齢者夫婦とその子			
住まい	現状：	賃貸住宅	課題の住まい：	賃貸住宅
状 況	70歳代後半の高齢者夫婦と娘との3人暮らし、賃貸住宅。以前は、身元保証人は親族に依頼していたが、その親族が事件を起こし服役。X年更新時の身元保証人について親族内のトラブルがあり依頼できる親族がおらず、近所の方に依頼。X+2年更新時、身元保証人を依頼していた近所の方が認知症により成年被後見人となっていたため、継続して依頼することができなくなった。			
対 応	まいさぼ、地域包括支援センターと連携支援。長野県あんしん創造ねっとの活用について、不動産会社の理解も得られたため、契約手続き実施。現在は、社協にて月1回訪問し状況確認を行っている。			
課 題	今後、高齢者夫婦は現在の賃貸住宅の買取を希望しているが、娘は反対している。次回更新時まで、家族内の意見がまとまりそうにはなく、身元保証人確保が課題となっている。親族内のトラブルは解消されておらず、買取が実現しなければ、長野県あんしん創造ねっとの継続活用も検討したいと希望されている。			
自由記述 (社会福祉士として)	長野県あんしん創造ねっとの入居保証・生活支援事業が利用できたために、住まいが確保できた事例。不動産会社や関係機関との連絡・調整の中心となっていたのは、70歳代後半の高齢者夫婦の妻であった。現状、高齢となった両親にすべて任せている娘にも自分自身の課題として捉えてもらえるようアプローチが必要と思われる。			
NO 2	事例提供者の所属・職種		社会福祉協議会 生活福祉資金担当	
理 由	アパート契約をする際の保証人がいない			
対象者	低所得(年金)、疾病あり			
住まい	現状：	支援者団体に居候	課題の住まい：	賃貸住宅
状 況	アパート入居に関する費用面で相談。保証人もいない状況であった。			
対 応	支援団体(教会)からしばらく食住の支援を受ける。また、生活保護等の相談も行う。幸いにも、支援団体(牧師さん)が保証人を受けてくれること、生活保護も受給できることになり、生活保護までの費用を資金貸付で借りて、アパートへの入居を行った。			
課 題	本人一人では、制度の活用やアパートへの入居は難しかったと思う。今回、熱心な支援者と行政等との話し合いに参加してくれる支援者がいたことで、上手くアパートへの入居ができたと考える。すべての人が、頼もしい支援者に巡り合えるわけでもないため、支援機関として、まいさぼ(自立相談支援機関)や社協、相談支援センターなどの専門職が関わるのが重要と考える。			
自由記述 (社会福祉士として)	資金貸付等の業務を行っている、現状の制度ではどうにもならないことが多く、相談者ががっかりして帰られる。支援者として、非常に無力感を感じることがあります。そんな時に、自分の気持ちをコントロールするのが、専門性であり、相談援助のスキル(バイスティック等)の一つではないかと思う。また、現状では無理なことも、今後の改善に活かしていく視点も大切。			
NO 3	事例提供者の所属・職種		まいさぼ(生活困窮者自立相談支援機関)	
理 由	保証人がいない(親族との関係不良、年齢制限)			
対象者	高齢、生活困窮			
住まい	現状：	従妹の家を間借り	課題の住まい：	民間アパート
状 況	包括からまいさぼ(生活困窮者自立相談支援機関)に県社協の「あんしん創造ねっと」の入居保証が使えないかとの問い合わせで繋がる。息子と関係が悪く、住んでいたマンション(次男の嫁名義)を売却され住む場所がなくなってしまった。 ホテル暮らしを経て従妹の家を間借りしている。従妹からも早く出て行ってほしいと言われている。従妹は高齢のため保証人になれなかった。			
対 応	不動産会社に入居保証の説明を行う。この会社では過去に生保の入居者が生活保護脱却後、家賃を滞納し行方を眩ましたことがあり、全ての人に保証業協会の保証にも加入していただいているとのこと。保証業協会の許可が下りれば入居可能との回答であったが、後日保証業協会から断りの連絡があったとのことで入居はできなかった。その後本人の知人が保証人になってくれ、入居につながった。			
課 題	不動産協会や保証業協会等と連携し、入居保証事業の周知や活用を進めていく必要がある。			
自由記述 (社会福祉士として)	受入れ側は、家賃の滞納や入居後の生活支援に不安を抱いているため、その部分に対していかに安心感を持ってもらうかが大切だと感じる。			

NO 4	事例提供者の所属・職種	地域包括支援センター・主任介護支援専門員	
理由	家族関係が希薄のため保証人が不在		
対象者	病気を抱えた高齢者		
住まい	現状：	ホテル・親戚宅	課題の住まい： 賃貸アパート
状況	病院からの連絡。「もしかしたら帰る自宅が無いかもしれない」本人からも相談があり、今まで住んでいた長男名義のマンションに帰ることが出来なく、ホテル生活をしている。長男に連絡するが拒否がある。お金もなくなり親戚の家に行き、いどこに保証人になってもらおうとする		
対応	本人に面談して住む場所について相談。長男にも連絡したが、電話には出てくれるが今までの経緯から支援はしない。ホテル代がかかることから、親戚に保証人をお願いしたが、高齢なため不動産業者（地元）から断られる。 まいさぼにも相談。「県社協入居保証・生活支援事業」（あんしん創造ねっと）もお願いするが不動産業者の認識が無く利用できなかった。その後、働いていた頃の知人に頼み込んで保証人になってもらい賃貸アパートに入居した。		
課題	高齢になり、住み替えを考えても 保証人の問題もあり、市営や県営など入居も難しい。また家族や親族が居ない方も多くあり今後の支援を検討する必要がある。		
自由記述 (社会福祉士として)	退院後、帰る場所が無いという本人にとってはとても不安だったと思う。親戚と連絡が付き 一時でも帰れる場所が出来たことは良かった。今後の生活の場所の確保を優先して支援した。 周りの関係機関から色々な支援があることを教えてもらい提案していった事例。やはり自分の知識だけでは知らないこともあると思う。普段からネットワークを作りをして情報提供してもらえる関係性も必要なことだと思った。		
NO 5	事例提供者の所属・職種	まいさぼ（生活困窮者自立支援機関）	
理由	更生施設の利用拒否、保証人も見つからず住まいが決められない		
対象者	刑余者、生活困窮者		
住まい	現状：	実家	課題の住まい： 賃貸住宅
状況	出所したばかりで、実家に頼ることもできず、更生保護施設も利用したくない。賃貸住宅を探しているが保証会社の審査も通らず、保証人を頼める人も見つからない。		
対応	派遣会社より寮付きの仕事を紹介してもらうことで、しばらく働きながら初期費用をためていく事となる。		
課題	その後本人は仕事を辞めて再犯となって再び刑務所に入る。派遣の仕事に飛びつくしかなかった状況で就労の継続性が保てるかどうかというアセスメントが不足したまま、生活と本人の希望を優先しての選択となった。 本来、時間的な猶予や一時的な生活の場が確保されれば、①・②の支援の可能性があった。 ① 緊急更生保護を利用した更生保護施設の利用検討、施設への疑念と不安を持った本人との合意形成、自立相談支援機関の就労支援付き入所。 ② 実家家族に居住反対を受けている事実を受け止めながらも短期間の実家居住の可否確認 今現在、生きるための居が持てない「緊急的に擁護が必要な方」には、不安定住居は選択肢を狭め、さらに困窮に追い込む可能性を潜ませている。		
自由記述 (社会福祉士として)	保証人が確保できて住宅が借りれたら就労に関して選択肢がもっとあったと思われる。住居の問題は本人の選択肢を狭め場合によっては追い詰められた決断をさせてしまう。労働条件が付いた住居は失業と同時に住居喪失といった不安定さを持ち合わせた仮の資源でしかない。 さらに、シェルター的な住居は必要であるが、その資源の所在地が管轄エリア外の場合、その際の町村から市へといった支援管轄の移行による連携や支援側の温度調整が煩雑になる可能性もある。その為、住居を借りるためのハードルをもっと下げていくための議論が必要である。		
NO 6	事例提供者の所属・職種	まいさぼ（生活困窮者自立支援機関）	
理由	過去の借金の関係で保証会社が利用できず寮付の派遣業務を転々としている		
対象者	50代男性 独居（出身：県内であるが現住所の地域外）		
住まい	現状：	派遣会社勤務	課題の住まい： 会社の寮
状況	元々保証人になる身内や知人がいない中、10年前に100万円借金をしたことが起因となり保証会社が通らなくなる。 腰を痛めて前の会社を退職せざるを得なくなり住居を失う状態になり「まいさぼ」（自立相談支援機関）につながる。		
対応	会社の寮を管理している不動産会社と交渉して次の住まいが決まるまで居住を許可してもらう。食糧支援により生活の維持を図りながら、本人の希望から寮付の派遣会社に選択肢を絞り就労支援を行い、住まいと仕事の確保につながる。		
課題	保証人がおらず、また、保証会社も通らないため、賃貸契約ができず寮付の求人を選択肢が絞られてしまった。		

自由記述 (社会福祉士として)	まだ、あんしん創造ねっとの入居保証・生活支援事業が実施される前であったため、保証人が得られず住居確保に困難が生じた。 そのため就労条件も寮付に限定されてしまい、職業選択の自由の権利が奪われてしまった。		
ケースNo.	賃貸住宅（県営・市営）		
NO 7	事例提供者の所属・職種	まいさぼ（生活困窮者自立支援機関）	
理由	保証人を2名必要としたが、1名確保できなかった		
対象者	精神障害者・生活困窮者		
住まい	現状：民間賃貸住宅	課題となった住まい：市営住宅	
状況	状況：年金収入とわずかなパート収入で生計を立てている。現在の住まいは賃貸住宅だが、家賃が収入に対して高額。 市営住宅は、精神保健福祉手帳を所持しているため減免申請により、家賃の負担額が減るため応募をしたい。しかし、保証人2人のうち、1人が確保できず、申し込みが叶わない。		
対応	県社協のあんしん創造ねっとの利用を提案するが、条例改正が必要とのことで見送り。現在も賃貸住宅に継続して居住しているが、生活困窮状態。その後、精神状況が悪化し、現在は入院している。		
課題	公営住宅であるが、保証人2名という条件が厳しい。「条例改正しないとできない」というのは理由にはならない。公営住宅課については、困っている市民がいれば、「どうしたら入居できるようになるか」を具体的に一緒に対応を考えてもらいたい。		
自由記述 (社会福祉士として)	本来の公営住宅の意義とは何だろうか。多くの条件を課し、それらを満たす人々のみが享受できる制度になっているように思う。多くの条件を満たすことができるのは、そもそもの職業の安定や保証人を設定できる人間関係があることの証明である。 現状では、「条件が整わない人々」は、その状況から脱することができない仕組みになっている。「貧困の固定化」を社会が容認している。誰もか、自分の人生を変えていける機会があり、それを後押しする社会であってほしい。		
NO 8	事例提供者の所属・職種	母子生活支援施設	支援員
理由	県内に身元保証人がいない・いても頼めない		
対象者	母子世帯・DV被害者		
住まい	現状：	母子生活支援施設	課題の住まい：公営住宅
状況	DV被害者で他県から避難してきた。親族との交流が無い、又は入所理由により制限せざるを得ない場合、身元保証人となれる人がいない。 元住民票から住所を異動できない。市内、県内に身元保証人となれる人がいない。		
対応	住宅供給公社と県へ、当施設利用者が公営住宅へ応募できるよう配慮を依頼。 県からは施設入所理由や生活保護未受給者の公営住宅応募について、個別に事情を聞いた上で、運用見直しによる対応が可能かを検討すると回答を得た。 結果は、入所条件該当となる、住居市の生活保護受給という形で県営住宅へ入居。県は検討の結果、県社協のあんしん創造ネットの保証人利用による応募が可能と回答を得た。		
課題	生活保護受給していない場合、入居は困難。自立を目指す方にとって、公営住宅は自らの収入の範囲で住居を確保できる貴重な社会資源である。 保証人が立てられないことを理由に、民間アパートへの入居を余儀なくされるケースが数多い。結果、生活保護受給期間も長期に渡ってしまう。元住所が県内の方であったため、県営住宅への応募が可能であった。市営住宅は応募不可。県外から当施設を利用されている方は、応募が困難。（施設の特性上、危険性が高い場合は施設住所への住民票異動は避けている）		
自由記述 (社会福祉士として)	自分の力をもって生活したい方に対し、公的な施設がその道を遮る結果になっていることを残念に思う。		
NO 9	事例提供者の所属・職種	障がい者相談支援事業所・相談支援専門員	
理由	親族から保証人を断られ、公営住宅は事業所管理者が保証人となることを提案するが断られた		
対象者	知的障害者		
住まい	現状：	民間アパートで一人暮らし	課題の住まい：公営住宅
状況	知的障害、入院や施設生活、グループホームなどを転々とし、集団生活は苦手なため適応できず単身生活を目指す。障害年金と工賃のみの生活のため公営住宅を検討するが親きょうだいとの関係悪く保証人が立てられず申請できない。 金銭管理の支援や相談支援専門員が関わる事も伝えたり、事業所管理者が保証人になることも提案したが公営住宅は受け付けてもらえず。		
対応	不動産屋の尽力で保証人なしの民間アパートへ入居。数年間で貯金を切り崩してしまい生活保護を相談すると、入所施設へ戻ることを提案される。 本人のニーズはアパートでの継続した生活であったため断り、生活保護となる。		

課 題	その後就労し、生活保護は廃止となるが、就労状況が不安定なため、民間アパートの生活は先行きの不安はぬぐえない。		
自由記述 (社会福祉士として)	① 居住福祉という考え方が公営住宅には欠けている上に、担当者は上段に構え、威圧的だった。本ケースについては、民間の方が福祉的であるし、差別なく扱っていた。 ② 保証人問題とはそれるが、生活の経費が入所施設（家賃がない、食費水光熱費の補助がある）⇒グループホーム⇒公営住宅⇒民間アパートの順で高くなるため、金銭の問題だけで入所施設を本人以外の周囲が進めてしまう。障がい福祉制度の問題もあるが、生活保護を受けることで希望する場所での暮らしが選択できるという権利が知らされていない。		
NO10	事例提供者の所属・職種	医療機関・相談員（医療ソーシャルワーカー）	
理 由	理解いただいていた家族が亡くなり親族との関係がよくなり身元保証人がいない		
対象者	精神障害者		
住まい	現状：	入院	課題の住まい： 公営住宅・民間アパート
状 況	理解いただいていた家族が亡くなり入院に。一人暮らしを希望しているが、収入が障害年金のみでまた親族との関係がよくないため、親族から退院も身元保証人も拒否されている。		
対 応	収入が少ないため公営住宅を考えたいが、保証人になっていただけの親族がおらず、安価で保証人がいないアパートをあたることを考えているが見つからない。		
課 題	本人は後先考えない突発的な行動を起こしたり、他者に迷惑ととられるような行動を起こすことがあるため、親族との関係はよくない。サポートがあれば一人暮らしは可能な状態ではあるが、保証人もアパートもみつからず、長期入院を継続している。		
自由記述 (社会福祉士として)	サポートがあれば一人暮らしは可能な状況ではあるが、収入が少ない事と保証人がいないことで住まいが見つからない。公営住宅が一番条件が厳しいことに釈然としない思いがある。生活する場がないということでの長期入院の継続は権利侵害ではないだろうか。		
ケースNo.	高 齢 者 施 設		
NO11	事例提供者の所属・職種	訪問介護事業所	
理 由	身内がおらず身元保証人が知人だったため、継続不可となったとき身元保証人が不在となった。		
対象者	高齢者		
住まい	現状：	軽費老人ホーム入居中	課題の住まい： 軽費老人ホーム
状 況	内縁関係の方と、その身内宅（県外）に身を寄せていた。本人には身寄りがない為その身内の方が保証人となり、二人で郷里の軽費老人ホームに入居。 その後、内縁関係の方の持病が悪化し入院・手術を経て身内と同居することに。身内の方より、本人と同居することも保証人の継続についても拒否され、本人はホームに残り保証人は不在となった。		
対 応	本人が長年の友人に保証人を頼む。話し合いを重ねる中で、友人は「受診など出来る事はするが、保証人として身元引き受けまでの責任は負えない」との見解。 友人には、日常の手助けをお願いし、ホームの法人理事長が身元引き受けとして保証人となることで入居継続となった。		
課 題	身内がおらず友人知人に保証人をお願いする場合、保証人側としては命に関わる入院等の手続きは荷が重く敬遠されてしまう。 また、いざというときの決定権がないため、施設側としては受け入れにためらいや葛藤があった。		
自由記述 (社会福祉士として)	様々な葛藤を経て本人の友人とホームの法人理事長で役割分担することにより、本人の住まう権利を擁護することができた事例。家族関係・婚姻関係にも多様性が進み、保証人の確保が厳しくなるなか、保証人の役割を担って貰える機関、県社協のあんしん創造ネット事業などがあることを市民生活の中に浸透していけると良い。		
NO12	事例提供者の所属・職種	特別養護老人ホーム施設長	
理 由	4親等以内の親族がいない独居高齢者の特養入所		
対象者	認知症高齢者		
住まい	現状：	病院に入院中	課題の住まい： 特別養護老人ホーム
状 況	実姉と都会から別荘に引っ越して2人暮らしであったが、家事全般を行っていた姉が死亡後、家事ができず認知症状も進行。地域包括職員が把握し、福祉サービスを入れたが対応が追い付かず。 餌付けした20匹以上の猫の引っ掻き傷等で両足が化膿し、熱発もあり全身状態が悪化。強制入院させ、治療にあっていた。退院後、別荘に戻ることは困難。		

対応	<p>行政が本籍地まで照会したが、全く身寄りがない。関係者で検討し、成年後見人の選任のため、市町村長申し立てを行い、それまでは特養のショートステイでつなぐ。（関係機関による長期利用の合意）</p> <p>本来ショートステイ利用者は、受診を施設で対応しないが、施設長判断で、職員付き添い専門医に2回受診し診断書をもらう。その間に他の手続きを直轄の地域包括が行う。約3か月後に司法書士の後見人が選任され、死後事務まで行うことを了解の上、特養に契約入所。</p>			
課題	<p>この事例は、緊急度が高いという共通認識が持てたので、行政（地域包括）、病院、特養の関係者で十分検討し、それぞれの役割分担を決め行った。特に、行政が積極的に動いたので可能であった。もし、責任の押し付け合いや原則だけでの対応をしたら、入所には至らなかった。</p>			
自由記述 (社会福祉士として)	<p>「利用者本人の暮らしを守るために何が優先されるべきか」という点で、関係機関が共通認識を持てたことが、成年後見人の申し立てから契約入所につながられたと思う。</p> <p>また、行政（直轄の地域包括）、病院、特養の施設長・生活相談員の基礎資格が社会福祉士であったことから、利用者の生きる権利を守るという点で、認識がずれずに話を進められたのではないかと思う。</p>			
NO13	事例提供者の所属・職種		居宅介護支援事業所・主任介護支援専門員	
理由	保証人の再設定ができず・課題が多く、支援を他機関に移さざるを得ない（葛藤を抱え支援終了）			
対象者	高齢者			
住まい	現状：	病院	課題の住まい：	住宅型有料老人ホーム
状況	<p>透析導入後ADL低下し、自宅退院困難 入院中に住宅型有料老人ホームへの入居相談。夫と事業をしているので、回復次第、自宅での生活を再開したいとの意向だったが、入居後ほどなく離婚。自宅は売りに出していて、有料にずっと居たいと言う。</p> <p>”親族”を名乗るヤクザ者が頻りに顔を出し、保証人の再設定を依頼すると「今すぐ書類を用意しろ」と怒鳴るが、子・甥には会わせてもらえない。透析前の移乗介助の際、病院職員に足をぶつけられた・痛いとお金に戻った後に訴え。訪問看護師へ介入依頼し、緊急性がない状態であること・痛みが続くようなら明日 介護タクシーを依頼の上、外来受診することを確認。</p> <p>翌朝”親族”が有料職員へ電話してきて「すぐ救急搬送をしろ」と恫喝。病院と協議の上、本人と面談し”親族”と話せるなら自身で119番するよう伝える。搬送後、受診・処置され、入院となる。有料を運営する法人理事長より、受け入れ当初と話が違うし、医療依存度も高く、経済的にも折り合いがつかない風なので再受け入れしないとの方針が示される。有料での再受け入れをお断りしに行った所「今回の入院はそういう目的ではない」と病院のMSWに困惑されるも、「金銭面で折り合いがつかなくなれば受け入れOK」と言ってくれた他法人の有料に関する情報提供を行った上で、病院側で次の住まいを探すことを依頼する。（入居後、経済的困窮を訴え生活保護につなげたが、再入院後は保護廃止。「荷物も多いしお金がかかってもいいので個室を利用したい」と病院へ申し出。）</p>			
対応	<p>後輩ケアマネのフォローとして関与。本人が離婚した・生保申請したいと打ち明けたと報告を受ける度、担当する地域包括支援センターへの報告・連絡・相談や生活保護の担当者へ繋ぐことを提案。</p> <p>再入院の日、後輩ケアマネは休みで当方が対応。本人・”親族”の訴えに怒りを覚え、突き放すような対応になってしまった。有料での再受け入れをお断りするように理事長から指示されたと聞いた時、無力感を感じつつもホッとしてしまった。</p>			
課題	<p>本人の状況や訴えがコロコロ変わること、本人への信頼感・支援者として本人に伴走したい気持ちが薄れていくのを感じた。</p> <p>本人の訴えに振り回されたり、”親族”から怒鳴られ恫喝されたりする度 直接関わっている後輩ケアマネや有料老人ホーム職員の疲弊が強まっていく姿が気になっていたこともあって、排除の方針に抗う気持ちがなくなってしまった。</p>			
自由記述 (社会福祉士として)	<p>いつもクライアントの利益を最優先に考えたいが、直接担当していないケースの場合、手出し口出しに制限がかかるのもどかしい。好き・嫌いで仕事をしてはいけないと思うが、対象者を支えたいと思う気持ちが湧かなくなった時、支援を続けるのは難しい。</p> <p>再び受け入れできない状況下、病院にその後の状況を確認することにも躊躇がある。今回の件が後輩の経験値を高めたり、学びを深めたりする機会にもできておらず「逃げた」という傷にしかなくなっているのも心苦しい。</p>			
NO14	事例提供者の所属・職種		特別養護老人ホーム・介護支援専門員	
理由	入所希望あり容態は受入可能・法人幹部より「身元保証人が不在なので入所を断るよう」と指示			
対象者	要介護3以上の高齢者			
住まい	現状：	養護老人ホーム	課題の住まい：	特別養護老人ホーム
状況	<p>特別養護老人ホーム（以下、特養）への入所希望者で、心身の容態も安定しており、特養での受入可能な状態ではあったが、入所契約の段階で本人が独居で近隣に親族がおらず、筆記等も出来ない状況であることが分かったと、契約に携わる法人幹部の者より「様々な面で身元保証人が不在の場合は都合が悪いので、身元保証人がいない人は入所を断るよう」と内部で指示があり、実際施設入所に至らなかった。</p>			

対応	<p>本人と養護老人ホームに、身元引受人不在の場合は当法人の特養では受入ができないことを説明し、了承を得た。</p> <p>その後、自法人内で対応を協議し、今後身元引受人が不在の方が施設入所をする際には、施設入所後に身元引受人として成年後見制度や身元保証会社等を紹介するなどして、必ずしも身元引受人が不在なら入所をすぐに断ることがないように検討することとなった。</p>		
課題	<p>国の基準には身元引受人がいなくても施設入所は可能であり、身元引受人がいらないからと言って安易に入所を断るのはいかなものか。</p> <p>今後、親族がいても事情で身元引受人ができないケースは増えると推測する。</p>		
自由記述 (社会福祉士として)	<p>本人が特養への入所を強く希望し、契約ができる容態であっても、受け入れる側（法人）が身元引受人がいらないことで金銭面や死後の対応のことを勝手に先に考えてしまい、本人の自己決定の尊重や権利擁護については聞き入れられなかった。</p> <p>本人は入所を心待ちにして下さっていたので、対応側としては申し訳ない気持ちだった。その後、法人内に問題を提起し、身元引受人が不在の場合についての対応を検討したことは前進ではあるが、他の特養や有料老人ホーム等では身元引受人が不在の場合は入所できないケースが未だ多いことから、何らかの手段を検討し、情報を発信していきたいと考える。</p>		
NO15	事例提供者の所属・職種	介護老人保健施設・支援相談員	
理由	癌の末期。息子が居るが所在は不明。身元保証人がいないため入所できる施設が見つからない。		
対象者	高齢者		
住まい	現状：	自宅（市営住宅）	課題の住まい： 介護保険施設
状況	<p>認知症、胃がんの末期。市営住宅で介護保険制度（訪問介護、デイサービス）を利用し一人暮らしをしていたが、胃がんが見つかり、S病院に入院。余命半年と宣告される。</p> <p>認知症もあり、また支援者が居ないため、自宅での生活は困難であると病院、担当ケアマネージャーは判断。別れた妻と息子が居るが、離婚後は連絡もとっていないためどこで生活をしているかわからない状況。</p>		
対応	<p>施設を探しても、身元引受人が居ないため、施設申込ができず、S病院ソーシャルワーカーが困り、市に相談。市も介入することとなる。施設入所申込をするも身元保証人が居ないとの理由で、どの施設からも入所を断られ、当施設へ相談。当施設で身元保証人が居ないことで、発生するリスクを検討。市職員と相談し次の体制が整えば入所が可能であると伝える。</p> <p>①成年後見制度の申請 ②医療行為が必要になったときの判断、相談をする機関の設定 ③死後の対応 ④息子と連絡をとり協力を依頼。成年後見制度を申請し後見人がつく。</p> <p>医療行為や今後の本人の意向については延命を希望していないため、医療法に則り適切な対応を行う。何かあった場合はその都度、後見人、市職員に相談。死後の対応は、後見人、市職員が手配し、対応する。息子は市職員が探し協力を依頼する。以上の内容を話し合い、入所を受け入れることとなる。（その後息子の所在がわかるも介入を拒否。）</p>		
課題	<p>施設として、入所を受け入れるにあたり</p> <p>① 契約、金銭管理（支払）</p> <p>② 医療行為が行われる際の判断、同意</p> <p>③ 認知症があり、適切な判断能力がない高齢者への支援（自己決定権の問題）</p> <p>④ 死後の対応（葬式、火葬、市営住宅の処分、財産の処分など）</p> <p>⑤ 連絡、相談機関があげられた。様々なつながりの中で各機関でできることを話し合い、連携して支援をしていくこととなる。</p>		
自由記述 (社会福祉士として)	<p>様々な家庭の事情で、今後は身元保証人の問題は益々、増えてくることが考えられる。そんな中でも、権利や自己決定権が守られ、安心した環境で生活を送ってもらうためには、何がリスクであるかを、適切に把握し、社会福祉士として制度や人のつながりで、高齢者の生活を支える方法を一つ一つ考える必要があると感じた。リスクを正しく理解すれば、対応方法も必ずあると考える。</p>		
NO16	事例提供者の所属・職種	市町村（福祉事務所：高齢分野）	
理由	親族からの虐待		
対象者	高齢者 障害（精神） 要介護（寝たきり）		
住まい	現状：	自宅	課題の住まい： 特別養護老人ホーム
状況	<p>本人は精神障害があり未婚。養護者は、亡くなった兄弟の姻族。金銭管理、諸手続き、医療同意を養護者が行っていた。外部への支払いや手続きに問題はなかったが、本人の年金が養護者の生活費に使われ、本人の食糧が不足する事態があった。</p> <p>本人の生活を保障するため、特別養護老人ホームへの入所を勧めた。その際、施設側より、虐待者が身元保証人になる場合には入所を受け入れないと返答された。</p>		

対応	<p>親族調査をしたが、他に身元保証を行える者がいなかった。施設側に対し、過去の経過から養護者は施設の入所費用の支払いや医療同意、死後事務を確実に行う可能性が高く、養護者を排除すれば医療同意を行える親族がいなくなることを説明し、その状況でも養護者を排除し成年後見制度につなげた方がよいのかと提起した。</p> <p>本人の心身状態から元々優先順位が高く、入所に至った。施設入所後、身元保証上の問題は生じていない。</p>		
課題	<p>分離が行えれば虐待していた養護者が問題なく身元保証を行えると推測される状況であっても、虐待していた事実をもって養護者を身元保証から外すべきか、との判断が求められた。</p> <p>また、虐待者しか親族がない場合の身元保証の在り方が課題であった。</p>		
自由記述 (社会福祉士として)	<p>虐待ケースであるから措置入所、成年後見制度利用でない限り入所は受け入れない、と要望されることが多い。</p> <p>しかし、全ての虐待ケースにおいて、一律に強制的な措置を行うことが必要だとは感じない。</p> <p>家族の再統合への可能性も含め、虐待をしていた親族が引き続き身元保証を行うことが次善の策である場合もあると考える。</p>		
ケースNo.	<b>障がい者施設</b>		
NO17	<b>事例提供者の所属・職種</b>		<b>成年後見支援センター</b>
理由	累犯障害者のため、関わりのある親族の協力が得られなくなってしまった		
対象者	精神障害者		
住まい	現状：	病院	課題の住まい：グループホーム
状況	<p>幼少期に両親が離婚し、祖母に養育される。中学校卒業後に就職するも、職と居所を転々とするようになる。性格的に弱い面があり、就労先と同僚から言われるがまま従うという関係性の中で、暴力や金銭搾取を原因とする窃盗等の犯罪行為を行い、複数回の収監歴がある。</p> <p>直近の出所後は、統合失調症の診断を受け、精神科病院にて医療保護入院（首長同意）となる。入院後においては、軽度知的障害があることが判明し、療育手帳を取得。その後の入院加療の結果、本人の状態も極めて安定した状態となったため、地域移行が検討される。本人からは、グループホームでの生活を経て、長期的希望としては一人暮らしを目指したいとの希望が示された。</p> <p>その後、関係者でグループホームに打診をするも、「身元保証人を確保して欲しい」と言われたため、家族に対して、今後の関わり方についての意向を確認したところ、一切の協力が得られない状況が判明。グループホームへの意向が暗礁に乗り上げてしまった。</p>		
対応	<p>今回の入院時まで障害サービスを利用したことがなく、これまでの犯罪を犯した背景には、本人の性格の弱さや知的障害が主因となっていることが考えられたことから、本人の周りの生活環境を整える支援が必要と判断。</p> <p>まずはグループホームの利用と、労継続B型事業の利用と併せ預金管理等の支援のため、首長申立による成年後見制度の活用（保佐開始申立）を行う。保佐人が選任されたことにより、債務保証（利用料の支払い）と緊急時対応（本人が万が一犯罪を犯した場合）の目途が立ったため、グループホームへ入所となった。</p>		
課題			
自由記述 (社会福祉士として)	<p>親族の関わりがないことにより、本人が希望する生き方を断念しなければならないということは決してあってはならないことだと考えます。</p> <p>代替する機能（制度）をソーシャルワーカーが調整できるかに委ねられている現状では（ソーシャルワーカーの当たり外れでクライアントの人生が左右されてしまう…）、我々はその使命と責任感を自覚して、自己研さんを重ねていくことが必要と感じています。</p>		
NO18	<b>事例提供者の所属・職種</b>		<b>まいさぼ（生活困窮者自立支援機関）</b>
理由	唯一の親族が死亡し身元保証人がいなくなってしまった。		
対象者	精神障害者・生活困窮者		
住まい	現状：精神病院	課題となった住まい：グループホーム	
状況	<p>精神と知的障害を抱える。母親と同居していたが母親の認知症が進み施設入所となり単身生活が困難に。叔父が身元保証人になりグループホームに入所するが病状悪化で入院。</p> <p>症状が落ち着き退院も可能になったが入院中に叔父が死亡し身元保証人がいないことでグループホームの入所が困難に。</p>		
対応	叔父の子供にも相談するが関わり拒否。受け入れ可能な施設を探している。入院中の本人の気持ちを支えるため。		
課題	本人は病状が落ち着かない時に借金や暴力等の問題を起こし、そのことで親族がいても関わり拒否になっている。本人の回復具合から地域移行が十分可能な状態になったが保証人がいないため入院生活を余儀なくされている。		

自由記述 (社会福祉士として)	自己決定の尊重、権利擁護、といったことを実践しようとしても本人や支援者の力だけではどうしようもない理由（保証人がいない）で奪われてしまった事例。 入院の必要はないのに入院生活を強いられていることは権利侵害ではないか、と思うが施設だけを責めても仕方がないためこういった現実を社会に出すことから始めたい。			
NO19	事例提供者の所属・職種		障がい者支援施設 管理者	
理由	母一人、子一人の家庭、親族はいるものの積極的な支援は行う事が出来ないと言われる			
対象者	生活困窮 母（B）：認知症 身体障がい 子（A）：知的障がいと身体障がい重複			
住まい	現状：	母：介護付有料老人ホーム 子：障がい者支援施設	課題の住まい：	母：介護付有料老人ホーム 子：障がい者支援施設
状況	<p>入所までは母と二人、生活保護を受給し市営住宅に暮らしていました。父親は数年前に亡くなっています。母の姉妹（本人からは叔母）が二人（C・D）いますが、二人とも身元引き受けは拒否しています。</p> <p>母親も高齢になり介護が出来なくなってきたところからAさんが障がい者支援施設に入所されました。この際、生活保護担当は世帯分離せずに本人の年金を収入認定したい旨の話がありました。また、扶養義務を主張し母親Bさんの施設入所の際も市営住宅の引き払い費用を要求してきました。</p> <p>Aさんの年金管理は施設で行っており、その契約の中にそのような出費に関する条項が無いことを主張し、後見を首長申し立てで行うように意見しました。その際は、生保担当も後見申し立てを行う方向でいましたが、間に合わなかったのか連絡も無く母親は入所、自宅の市営住宅は引き払われてしまいました。（本人の衣類や所持品も残っていたはずですが、無断で処分されました。）</p>			
対応	<p>首長申し立てがなされなかったためその後、叔母（D）に後見申し立てを進言しましたが、途中で躊躇してなかなか進みませんでした。</p> <p>しかし、父親の納骨も出来ておらず、母親の病状も悪化します。このままでは叔母（C・D）にいろいろなことが回ってくると感じた叔母（D）から相談があり、再度後見申し立ての支援に入りました。司法書士に申し立て事務を依頼、叔母（C）が申立人となり、〇市後見センターが受任します。まず父親の納骨を本人と母親、後見人（施設も関与）が行います。</p> <p>その後、間を開けず母親は亡くなります。母親の死去に際しては生保のワーカー（母親の担当）、後見人、施設が連携し本人を喪主として火葬、納骨を行っています。本人（子）が読経を希望したためネットワークがある僧侶が執り行いました。</p>			
課題	<p>この入所者は身元引受人が無い中、叔母二人には医療同意に関しては身内が行わなくてはならないと言っていますが、あまり期待は出来ません。後見人は延命治療をどうするか？手術などが必要になったときどうするか？等を絵カード使い、当社会福祉士も同席し本人の意思を確認しています。</p> <p>また、墓所をどうしたいか？について父親・母親の納骨の際も本人の意思を確認していますし、自分はどうするか？との問いに、同じ所に入ると言っています。</p> <p>判断能力が無いとされる方達の医療同意は慣例で家族に求められます。しかしこの家族による医療同意は法的根拠が無いとする見解があります。また、延命治療等の重大な意思決定について判断する家族の範囲やその関係性など明らかになっておらず、そもそも誰が判断能力が無いと決めるのかも曖昧なままです。この事例以外でも非常に悩ましい事例は身近に存在します。</p>			
自由記述 (社会福祉士として)	<p>このケースに限らず、身元引き受け、医療同意について環境的・個別的な課題がある方達への支援は、施設単独では不可能です。関係機関との連携やネットワークが必要ですし、行政責任・公的責任をまず確認する事が必要です。</p> <p>県内にある某寺院は身寄りの無い遺体も搬送させてくれます。司法・医療・宗教・行政・福祉などニーズを充足するチームを組む事が求められます。</p> <p>また、医療同意については日弁連が法律大綱を示すなどしていますが、課題解決には至っておらず、社会全体の課題共有にも結びついていません。今後、成年後見制度改革の中、成年被後見人に限らず医療同意については法的整備が必要な状況だと感じます。まずは、対象者が医療行為を受ける事に同意する能力に欠く者であるとする判断から恣意的な判断とならないような制度にすべきです。精神保健福祉法の措置入院では、精神保健指定医2名が診察し、2人そろって「精神疾患があり、そのために自傷他害の危険性が高い」と診断される事が必要である。この事からすれば、重大な医療行為の同意については複数の専門職や司法を含めた関係機関の関与が必要であり、延命処置を含む同意については、特に深長な議論が求められます。</p>			